

審決取消請求事件

[平成28年9月26日判決（知財高裁） 平成28年（行ケ）第10020号](#)

キーワード：進歩性／動機付け／阻害要因

担当 弁理士 黒田直志

1. 事案の概要

被告が有する発明の名称を「横型冷蔵庫」とする特許発明（特許第3610005号）について、原告が平成27年3月16日に無効審判（無効2015-800066）を請求したところ、特許庁が、同年12月14日「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称 : 横型冷蔵庫
登録番号 : 特許第3610005号
出願日 : 平成12年12月 4日
登録日 : 平成16年10月22日

4. 本件発明

【請求項1】

天板（19）が配設される天井部に冷氣用の開口部が形成されていない断熱箱体（16）に内部画成した冷蔵室（17）を、冷凍機構（24）の冷却器（27）により冷却された空気を強制対流させることで冷却すると共に、前記断熱箱体（16）における天板（19）の上面にショーケース（12）が配置された横型冷蔵庫において、

前記ショーケース（12）は、外箱（37）と、この外箱（37）の内部に所要の空間を存して設けられた内箱（38）と、両箱（37、38）間に充填した断熱材（39）とから前記断熱箱体（16）とは別体に構成されて、前記断熱箱体（16）の上面に断熱的に完全に遮断された状態で配置されると共に、その上部にのみ開口部（12a）が設けられ、

前記冷凍機構（２４）に接続する冷却パイプ（４７）が前記内箱（３８）の断熱材（３９）側の外面に接触するよう配設されて内箱（３８）を冷却し、該内箱（３８）に接触して冷却された空気が自然対流することによりショーケース（１２）に内部面成した収納室（４０）を冷却するよう構成したことを特徴とする横型冷蔵庫。

５．争点

甲１発明を主引用例とした場合の本件発明の進歩性の判断

６．裁判所の主な判断（下線は筆者）

（１）甲１発明と甲７に記載された事項は、少なくとも、複数の保存室を有する冷蔵庫に関するものという点で、技術分野が共通である。

（２）甲１発明と甲７に記載された事項は、使用用途の拡大、収容できる要冷蔵品の幅を広げることという点で、課題が共通であるといえることができる。

（３）甲１発明と甲７に記載された事項は、蒸発器を１つ設けるか複数設けるかという違いはあるものの、１つの圧縮機及び１つの凝縮器を、冷却器ないし冷却パイプと連結し、その中に冷媒を循環させ、冷媒の蒸発により、冷蔵庫内の複数の保存室を冷却するという作用・機能において、共通する。

（４）甲１発明と甲７に記載された事項とは、一般的な技術分野及び課題等を共通にするだけでなく、甲１に記載された実施例３及び４と甲７に記載された事項とにおいて、上の断熱箱体における冷却中の保存品の乾燥を防止するという具体的課題も共通するものであるから、甲１発明につき、上の断熱箱体の保存室の内部の冷却方法として、甲７に記載された冷却パイプの設置による冷媒の蒸発による冷却方法を適用する動機付けがあるといえる。

（５）甲１発明には、「断熱箱体本体の天面開口部と合致する間口を底面に備え」る「断熱箱体」という構成が含まれるが、この「天面開口部」及び「間口」は、庫内ファンによって冷却室の上部に設けられた冷気吹出口から送られる冷気を、上の断熱箱体に送ってこれを冷却し、その後、下の断熱箱体に送ってこれを冷却するための、冷気用の開口部である。そして、冷気を上下の断熱箱体に循環させてこれを冷却する方法においては、上下の断熱箱体の間に冷気を通すための開口部を要するが、冷媒を上下の断熱箱体に循環させてこれを冷却する方法においては、上下の断熱箱体の間に冷気を通すための開口部を必要としない代わりに、冷却パイプを通すための開口部を要するのであって、他に冷気用の開口部を設けるべき理由はないから、上下の断熱箱体の間に冷気用の開口部を要するか否かは、上の断熱箱体を下の断熱箱体からの冷気の循環により冷却するか否かという冷却方法の選択の問題にほかならない。

(6) また、甲1には、[…略…]、上下の断熱箱体を1つの「冷却ユニット」で冷却することが可能であることが記載されており、弁論の全趣旨によれば、「冷却ユニット」は、少なくとも、圧縮機、凝縮機及び蒸発器により構成されることが認められるところ、冷却器及び冷却パイプは、冷媒の蒸発により、冷却を行う機能を有するものであり、前記の蒸発器に該当するものと認められるから、甲1発明に、甲7に記載された前記の冷却方法を適用すれば、上の断熱箱体用の冷却パイプと下の断熱箱体用の冷却器を、別途に設けることになるから、上下の断熱箱体を1つの「冷却ユニット」で冷却することはできなくなる。しかしながら、[…略…]、甲1発明の目的は、業務用横型冷蔵庫の構造を改良し、特に使用用途の拡大のため、庫内に収容できる要冷蔵品の幅を広げることにある。上下の断熱箱体を1つの「冷却ユニット」で冷却するため、蒸発器を1つしか設けないことは、この目的と関係がない。また、[…略…]、甲7には、冷却パイプ内の冷媒の蒸発により冷却される保存室の内部の乾燥を防止できることのほか、①冷却器に湿気の多い冷蔵室や野菜室内の水分が霜となって付着し、冷却器の冷却能力が低下することを防げること、②冷却器を大型化しなくてよくなり、これを収納する区画を小容量化して、冷凍室の有効容積を広くすることができること、③冷気循環のためのダクト等を設ける必要がなくなり、冷凍室、冷蔵室及び野菜室の区画の有効容積を広くすることができることが記載されている。そうすると、蒸発器を複数にして各保存室を冷却する方式を採用するか、蒸発器を1つにして全保存室に当該蒸発器で冷却した冷気を循環させて冷却する方式を採用するかは、当業者が設計に際して効果を考慮して適宜採用し得る設計的事項に該当する。

(7) 以上によれば、上下の断熱箱体の間に冷気を通すための開口部がない構成になることや、蒸発器を複数有する構成になることが、甲1発明に甲7に記載された事項を適用することの阻害事由たり得るとは認められない。

(8) したがって、本件発明1の相違点2に係る構成は、本件出願時、当業者が、甲1発明及び甲7に記載された事項から容易に発明をすることができたといえる。

以上